

- 下記の「マルウェア解析サービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に対して有償にて提供する第 1 条に定める「本サービス」の内容及び条件を定めたものです。

「本サービス」の提供をご希望のお客様は、「本約款」にご同意いただくとともに、第 2 条に基づく「本サービス」の申込手続を行なっていただきます。なお、お客様によってかかる申込手続が行なわれた時点で、お客様は、「本約款」にご同意したものとみなされます。

- 当社は、次のいずれかに該当する場合、お客様からの申込みを承諾しない場合がございますので予めご了承ください。

- ・ お客様が虚偽の事項で申込みを行なった場合
- ・ お客様が、当社に対して過去に重大な契約違反又は債務不履行を行なった事実がある場合
- ・ お客様に対して「本サービス」を提供することが不相当であると判断される相当の理由がある場合
- ・ お客様に「本サービス」を提供することが当社の業務上若しくは技術上著しく困難であると判断される場合
- ・ お客様が日本国内の法人、団体でない場合
- ・ 前各号のほか、当社の都合によりお客様からの申込を承諾できない場合

マルウェア解析サービス利用約款

第 1 章 定義

第 1 条（用語の定義）

「本約款」において、次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

「マルウェア」	コンピュータウイルス等、コンピュータ内部に侵入し、当該コンピュータの使用者及び管理者の意図に反して悪意のある行為を行うプログラムおよびコードを総称したものをいいます。
「検体」	お客様が保有する、「マルウェア」に感染したデータ、プログラム、ファイル等（これらに限定されない。）のうち、お客様が「本サービス」の提供を受けるために当社に提供するものをいい、その詳細は、「サービス仕様書」に定めるものとします。
「検体受付サーバ」	お客様が「本サービス」の提供を受けるにあたり、お客様が当社に対して「検体」を提出するための、当社別途指定の専用サーバをいいます。
「管理サーバ」	「本サービス」を実施するために、「検体」を保管しておくサーバをいいます。
「本サービス」	お客様から提供を受けた「検体」を当社所定の方法により解析し、お客様に解析結果を報告する、次の 2 つの形態から成るサービスをいい、その詳細は、「サービス仕様書」に定めます。 ・月額 ・スポット解析
「利用期間」	「本サービス」の利用可能期間をいい、その詳細は、第 13 条に定めるものとします。
「検体提出期限」	お客様の「検体」の提出期限をいい、当該提出期限の詳細は、「サービス仕様書」に定めるものとします。
「サービス仕様書」	「本サービス」の内容、利用条件等の詳細が記載された当社所定の書面をいいます。「サービス仕様書」は本約款の一部を構成するものとして、「本サービス」の提供若しくは利用に適用されるものとします。「本約款」と「サービス仕様書」の定めが異なる場合は、「サービス仕様書」の内容が優先して適用されるものとします。
「利用契約」	お客様と当社との間で成立する、「本サービス」の利用に関する契約をいいます。

第 2 章 「本サービス」の利用

第 2 条（「利用契約」成立）

1. お客様は、「本約款」に同意した上で、当社所定の申込書を当社又は「販売店」に提出することで、「本サービス」の申込みを行うことができます。
2. 当社及び「販売店」は、前項に基づく申込内容を確認し、当該申込に承諾する場合は、当社所定の方法にて、お客様に対して、「本サービス」の利用開始日、「利用期間」、「検体提出期限」、その他「本サービス」の利用に必要な静電を送付するものとします。当社が、お客様に対して、当該静電を送付したときをもって、当社とお客様との間で「利用契約」が成立するものとします。

第 3 条（「本サービス」の利用）

1. お客様が「月額」を選択した場合、お客様は、当社に対して、「検体提出期限」までに「検体」を提出することで、「利用期間」中、「本サービス」を、日本国内にて利用することができるものとします。なお、お客様が、「月額」の利用条件を超える「本サービス」を利用する場合、お客様は「スポット解析」を利用することができるものとします。なお、「スポット解析」の利用方法については、次項の定めに従うものとします。
2. お客様が「スポット解析」を選択した場合、お客様は、当社に対して、「検体提出期限」までに「検体」を提出することで、「本サービス」を 1 回限り日本国内にて利用することができるものとします。

第 4 条（「本サービス」の提供地域）

「本サービス」の提供地域は、「本約款」に特段の定めがある場合を除き、日本国内に限るものとします。

第 5 条（「本サービス」の内容変更）

当社は、お客様に対して 30 日前までに e-mail または当社 Web サイトへの掲載にて通知した上で、「本サービス」の内容を変更又は追加等することができるものとします。お客様は、変更後の「本サービス」の内容に同意できないときは、第 13 条の定めにかかわらず、変更の適用までに当社に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。ただし、その場合であっても、当社は受領済みの対価を返金致しません。お客様が本条に基づく解約を行わない限り、お客様は変更後の「本サービス」の内容に同意したものとみなされます。

第 3 章 利用料金

第 6 条（本サービスの利用料金）

1. 「本サービス」の利用料金は、当社又は販売店所定の料金表に記載のとおりとします。
2. 当社又は販売店は、お客様に事前に通知することにより、「本サービス」の利用料金を変更することができます。

第 7 条（支払方法）

1. お客様は、「本サービス」の利用料金及びこれに対する消費税等相当額を、別途当社又は「販売店」からの請求に従い、支払うものとします。
2. 当社又は「販売店」は、お客様から受領した「本サービス」の利用料金について、理由の如何を問わず、返金等する義務を負わないものとします。

第 8 条（遅延損害金）

お客様は、「本サービス」の利用料金の支払いを遅延した場合、所定の支払期日から完済に至るまで、年 14.6%の割合の遅延損害金を、当社又は「販売店」からの請求に従い支払うものとします。

第 4 章 お客様の責任

第 9 条（「検体」）

1. お客様は、「利用契約」成立後、当社に対して、別途当社が指定する方法にて、「検体提出期限」までに、別途「サービス仕様書」に記載される「検体」を提供するものとします。
2. お客様は、「検体」を提出するにあたり、次の事項について、異議なく承諾するものとします。
 - (1) 当社が、理由の如何を問わず、お客様から提供された「検体」を返却しないこと。
 - (2) 当社が、「本サービス」の実施及び「マルウェア」に関する情報発信（「当社ウェブサイト」その他当社主催のセミナー等での公開を含むが、これらに

限定されない。)のために、「検体」を自由に、使用及び利用すること。

- (3) 「サービス仕様書」に定める「検体」の対象外となるファイル、並びに「個人情報等」(第20条第2項にて定義する。)及び「マイナンバー」(第21条第1項にて定義する。)を含んだ「検体」を提出しないこと。なお、お客様がこれらに該当する「検体」等を提出したことが判明した場合、当社は、理由の如何を問わず、直ちに、これらの「検体」等を消去するものとします。

3. 当社は、お客様から受領した「検体」(但し、前項第3号に該当するものを除く。)を、「本サービス」の実施中及び「利用契約」終了後も、善良なる管理者の注意義務をもって、管理するものとします。

第10条 (禁止事項)

お客様は、「本サービス」の利用にあたり、次の各号に定める行為、又はその恐れがある行為を行ってはならず、また第三者をして行わせてはならないものとします。

- (1) 「本約款」で定める範囲を超えて、「本サービス」を利用し、第三者に利用させる行為
- (2) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利を侵害する行為
- (3) 当社若しくは第三者の設備等に電子的被害を与える行為
- (4) 「マルウェア」(但し「検体」に含まれる「マルウェア」は除く。)その他コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為
- (5) 「本サービス」を用いて第三者にサービスの提供を行なう行為
- (6) 前各号のほか、法令・「本約款」又は公序良俗に違反する行為及び当該違反を誘引する行為、「本サービス」の提供又は運営を妨害する行為、当社又は第三者の信用を毀損する行為、その他当社又は第三者に不利益を与える行為

第5章 当社の免責

第11条 (保証の否認)

当社は、「本サービス」を“現状有姿”にて提供します。当社は、「本サービス」について、完全性、有用性、お客様の特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害性を含み、いかなる保証も行わないものとします。

第12条 (免責)

当社は、「本約款」に明示的に定めがある場合および当社の故意または重過失によるものを除き、「本サービス」の利用又は利用不能に関連してお客様に生じた損害及びお客様と第三者との間で生じた紛争について、何らの責任も負わないものとします。

第6章 「本サービス」の提供期間、終了等

第13条 (「利用契約」の期間)

1. お客様が、「月額」を選択した場合の「利用契約」の有効期間は、「利用契約」に定める「利用期間」終了日までとし、別途お客様が「利用契約」の更新を希望する場合、第2条の定めに基づく申込を行うものとします。
2. お客様が、「スポット解析」を選択した場合の「利用契約」の有効期間は、「本サービス」の利用開始日から、「サービス仕様書」に定める、当社が提供する「マルウェア解析報告書」を、お客様が受領した日までとします。

第14条 (「本サービス」の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客様に対して通知した上で、「本サービス」の提供を中止することがあります。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとし、事後速やかに通知するものとします。
 - (1) 第9条第2項第3号に該当する「検体」等が含まれていた場合
 - (2) 理由の如何を問わず、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合
 - (3) お客様からの「本サービス」の中止の要請を受けた場合
 - (4) 「検体受付サーバ」及び「管理サーバ」を保守・点検等する場合若しくは工事が必要な場合又は「検体受付サーバ」及び「管理サーバ」の移行・変更等が生じた場合
 - (5) 天災地変その他の非常事態が発生し、「本サービス」の提供が困難又は不能となった場合

- (6) 前各号のほか、「本サービス」の提供・運営若しくは「検体受付サーバ」及び「管理サーバ」の運用上・技術上の観点から当社が必要と判断した場合
2. 本条に基づく「本サービス」の中止に関連してお客様に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の故意または重過失によるものを除き、損害賠償、代替品の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

第15条 (「検体」の移動)

当社は、事前にお客様に対して通知した上で、「検体」の全部又は一部を、「管理サーバ」とは別の、当社指定のサーバに移行・変更等することがあります。この場合、お客様はこれに異議なく同意するものとします。

第16条 (当社による「利用契約」の解除・解約)

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、何らの通知催告なく、直ちにお客様との「利用契約」の全部又は一部を解除し、お客様に対する「本サービス」の提供を中止することができます。
 - (1) お客様が、「検体提出期限」の日までに「検体」を提出しなかった場合
 - (2) お客様が第10条に該当する行為を行った場合
 - (3) お客様において破産、民事再生手続、会社更生、特別清算等の申立てがなされた場合、又はお客様が差押、仮差押、仮処分、競売、公租公課の滞納処分を受けた場合、その他お客様に「本サービス」を提供することが適切ではないと判断される相当の事由が生じた場合
 - (4) 前各号のほか、お客様が「本約款」の定め違反し、当社より相当の期限を付してこれを改めるよう催告を受けたにもかかわらず改めなかった場合
2. 前項のほか、当社は、お客様に対して事前に通知した上で、お客様との「利用契約」を解除し、「本サービス」の提供を終了することができます。

第17条 (期限の利益の喪失)

当社は、お客様が第16条第1項各号の一に該当した場合、同条に基づく「利用契約」の解約の有無にかかわらず、お客様が当社に負担する債務につき、お客様の期限の利益を喪失させることができるものとします。

第18条 (「利用契約」終了後の措置)

理由の如何を問わず、「利用契約」が終了した場合、当社は、直ちにお客様に関する一切のデータ(但し、「検体」、並びに「サービス仕様書」に記載の「問診票」及び「マルウェア解析報告書」の記載内容を除く。)を削除又は返却するものとします。当社は、かかる削除・返却について、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。

第7章 一般条項

第19条 (秘密情報の保護)

1. 当社及びお客様は、「本サービス」に関連して知った、相手方の営業秘密(不正競争防止法に定義する営業秘密をいい、以下「秘密情報」といいます。)を、「本サービス」の利用又は提供以外の目的に使用又は利用せず、また相手方の事前の承諾なく第三者に開示・提供又は漏洩してはならないものとします。
2. 当社及びお客様は、前項に定める秘密情報を、「本サービス」の利用又は提供のために知る必要がある自らの役員、従業員、派遣社員及び再委託先に対してのみ開示することができるものとします。その場合、当社及びお客様は当該役員、従業員、派遣社員及び再委託先に対して前項の定めと同等の義務を遵守させるものとします。

第20条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、「本サービス」の提供に伴いお客様より収集又は預託を受けた、お客様の氏名・部署名・E-Mail アドレス等の個人情報(個人情報の保護に関する法律に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。)を、「本サービス」の提供以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。
2. 第9条第2項第3号の定めにかかわらず、「検体」に含まれる「マルウェア」の性質によっては、お客様及び当社が、「検体」の中に、前項に定める「個人情報」を除く、お客様又は第三者の「個人情報」その他「個人情報」に関連する機微情報(以下「個人情報等」といいます。)を認識できずに、当社が、①当該「個人情報等」を含んだ「検体」を保持し続けることがあること、及び②「本サービス」の実施において、「個人情報等」を含んだ「検体」を第三者に預託または提供する場合があることを、お客様は、異議なく承諾するものとします。
3. 当社は、第9条第2項第3号尚書の定めに基づき、「個人情報等」が含まれる「検体」を消去した場合、速やかにお客様に対して、消去した旨を通知するものとします。「個人情報等」が含まれる「検体」の消去が完了するまでの間、当社は、

「検体」に含まれる「個人情報等」を、第 1 項の定めに基づき、取扱うものとします。
4. 当社の「個人情報等」の取扱いに関する問い合わせ先は、別紙「サービス仕様書」記載のとおりとします。

第21条 (「検体」に含まれるマイナンバーの取扱い)

- 前条第 2 項と同様の理由により、当該「検体」の中に、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」といいます。）第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの）又は特定個人情報（個人番号をその内容に含むお客様の役員・従業員等その他第三者の個人情報をいい、これらを総称して以下「マイナンバー」といいます。）が含まれていることを認識することができず、当社が、①当該「マイナンバー」を含んだ「検体」を保持し続けることがあること、及び②「本サービス」の実施において、当該「マイナンバー」を含んだ「検体」を第三者に預託または提供する場合があることを、お客様は、異議なく承諾するものとします。
- 当社は、第 9 条第 2 項第 3 号尚書の定めに基づき、「マイナンバー」が含まれる「検体」を消去した場合、お客様に対して、消去した旨を通知するものとします。当社は、「マイナンバー」が含まれる「検体」の消去が完了するまでの間、当社は、「検体」に含まれる「マイナンバー」を、次の各号の定めに従い、取扱うものとします。
 - 当社は、「マイナンバー」を、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置を講じるものとします。
 - 当社は、「マイナンバー」を取扱うにあたり、当該「マイナンバー」の管理部門および当該部門の責任者（以下「事務取扱責任者」といいます。）を次のとおり指定するものとします。

「マイナンバー」管理部門	キヤノン IT ソリューションズ株式会社 サイバーセキュリティラボ
事務取扱責任者	サイバーセキュリティラボ 部長
 - 当社は、「マイナンバー」を取扱う担当者（以下「事務取扱担当者」といいます。）を選任し、当該部門の事務取扱責任者の指揮監督のもと、「事務取扱担当者」をして、「マイナンバー」を取扱うものとします。
 - 当社は、当社の責任において、「事務取扱責任者」および「事務取扱担当者」に対して、「マイナンバー」を取扱うために必要な教育訓練を実施するものとします。
 - 当社は、「マイナンバー」への、不正アクセスや漏洩、改ざん、滅失毀損等の損失を防御するための安全対策を講じるものとします。
 - 当社は、「マイナンバー」を漏洩した場合、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとします。
 - 当社が「マイナンバー」を消去した場合、当社は、かかる消去の記録を作成し、これを保持するものとします。
 - 前各号のほか、当社は、番号法および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、その他関係法令・ガイドラインに基づき、「マイナンバー」を取扱うものとします。
- 当社の「マイナンバー」の取扱いに関する問い合わせ先は、別紙「サービス仕様書」記載のとおりとします。

第22条 (反社会的勢力との取引の禁止)

- 当社及びお客様は、自ら又はその取締役、執行役、支配株主その他経営に実質的に関与する者が、警察庁又は関係法令の定める暴力団、暴力団員、暴力団準構

成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当しないこと、また、かかる反社会的勢力との関係を持たないことを、それぞれ表明し、保証します。

- 当社及びお客様は、相手方が前項の表明・保証に違反したときは、何らの催告なしに、「利用契約」を解除し、取引を終了させることができます。かかる取引の終了は、相手方に対する別途の損害賠償請求を妨げるものではありません。
- 前項に基づき取引を終了させた当事者は、かかる取引の終了により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

第23条 (「本約款」の変更)

当社は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、お客様に対して 30 日前までに e-mail または当社 Web サイトへの掲載にて通知した上で、「本約款」を変更することができるものとします。お客様は、変更後の「本約款」に同意できないときは、第 13 条の定めにかかわらず、変更の適用までに当社に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。ただし、その場合であっても、当社は受領済みの利用料金を返金致しません。お客様が本条に基づく解約を行わない限り、お客様は変更後の「本約款」に同意したものとみなされます。

第24条 (通知の方法・効力)

「本約款」に基づく通知の方法は、第 2 条に基づく「本サービス」利用の申込時に記載するお客様の連絡先宛の通知とし、又、当該通知の効力は、当社又はお客様に送達された時点で発生するものとします。

第25条 (変更の届出)

お客様は、名称、連絡先、担当者名その他第 2 条に基づく「本サービス」利用の申込時に当社に届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の手続にて当社に届け出るものとします。お客様がかかる変更の届出を怠ったことに起因してお客様に生じた一切の不利益について、当社は、責任を負わないものとします。

第26条 (業務委託)

当社は、「本サービス」の提供又は運営に関する業務の全部又は一部の実施を当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第27条 (譲渡・承継の禁止)

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、「本約款」及び「利用契約」に関連して生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

第28条 (分離可能性)

「本約款」のいずれかの条項又はその一部が無効となった場合でも、「本約款」のそれ以外の条項は完全に有効に存続するものとします。

第29条 (準拠法・専属合意管轄裁判所)

「本約款」に関する準拠法は日本法とします。また、お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

2022年3月31日

別紙 サービス仕様書

■サービス概要

「本サービス」は、お客様から申込を受けて当社が「検体」を解析（※）し、当社所定の書式により報告書を提供する有償サービスです。

※本サービスの解析とは、動的解析及び表層解析を指すものとします。

なお、逆アセンブル及び逆コンパイルの手法を用いた解析については、「本サービス」の対象外とします。

※「検体」が破損、もしくはその他の理由により、解析ができない場合がございます。

■サービス形態（以下の2種類からお選びいただけます。）

- ①月額
- ②スポット解析

■サービス内容

<共通>

1. 「検体について」

①「検体」の対象となるファイル

- ・Windows® ベースのアプリケーションとして実行可能なバイナリファイル
- ・スクリプト及びマクロ等の開発言語が含まれるデータファイル

②1「検体」の単位

解析対象ファイルのアーカイブ中に複数のファイルが存在する場合は、そのうち1つのファイルが対象となります。解析対象ファイルは、当社とお客様の両者の協議により決定します。解析対象ファイルが複数のファイルを含むまたは派生ファイルがある場合、依頼されたファイルのみを解析対象とします。

例:インストーラ形式のもの、インターネット経由でファイルをダウンロードするもの、新たなファイルを生成するものなど、委託者が派生ファイルの解析を希望する場合は、新たな依頼として受け付けることもできます。

2. 「検体」提出受付時間:

平日の9:00-17:00（土曜日、日曜日、祝日、夏季・年末年始等の当社所定の休業日を除く。）

3. 「検体」の受付方法:

- ①「本サービス」申込の際に、お客様の担当者（以下「担当者」といいます。）をご登録いただきます（最大2名）。当社は、「担当者」からの「検体」解析の申込があった場合のみ、当社所定の方法にて、「本サービス」の申込を受け付けます。「担当者」以外からの「検体」解析の申込の受付はいたしませんので、ご注意ください。
- ②お客様が「担当者」の変更を希望する場合、変更する旨を当社に通知した上で、当社所定の方法により、変更手続きを行うものとします。
- ③複数の「検体」の解析を同時に受付することはできません。1検体ごとに受付いたします。
例:お客様が、1回の解析依頼につき、複数の「検体」の解析を依頼された場合、当社は1検体ごとに受付し、1検体分の解析結果を報告の後、次の1検体の解析を受け付けます。
- ④お客様は、当社に「検体」の解析を依頼される場合、当該「検体」のほか、当社所定の「問診票」を提出するものとします。

4. お客様への納品物:「マルウェア解析報告書」

（記載事項）

- (1) 検体仕様
- (2) 解析結果概要
- (3) 通信先情報
- (4) 感染確認手順
- (5) 復旧方法

※「マルウェア」の種類、「検体」の状況（破損の程度）等の状況によって、上記項目を明記することができない場合があります。

※「マルウェア解析報告書」に関するお問い合わせについては、当社所定の方法により、回答いたします。なお、お問い合わせの期限は、「マルウェア解析報告書」の納品後14日までとします。

※当社は、上記の「マルウェア解析報告書」の納品及び「マルウェア解析報告書」に関する問い合わせ対応を除き、「検体」の解析に関する一切のサービス（報告会の開催、問い合わせ対応を含みますが、これらに限定されません。）を行いません。

5. 「検体」の取扱いについて

- ①お客様から提供された「検体」は、理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ②理由の如何を問わず、お客様が提出した「検体」が、左記に定める「検体」の対象となるファイル形式でないことが判明した場合、あるいは当該「検体」に、「個人情報」、「個人情報等」及び「マイナンバー」に関する情報が含まれていたことが判明した場合は、当社は、直ちに当該「検体」の解析を中止し、当該「検体」を消去した上で、お客様に対して、中止の時点までの当該「検体」の解析結果及び当該「検体」の消去の詳細（消去日その他必要な情報）を記載した「マルウェア解析報告書」を納品します。

<月額>

1. サービス内容:4「検体」/月を上限として、「本サービス」を利用いただけます。

なお、お客様が、当該月に4「検体」を超える数の「検体」について「本サービス」の利用を希望される場合、「スポット解析」をご利用いただけます。

2. 「利用期間」:1年間

「利用期間」終了日の2カ月前までにお客様が「本約款」第2条に定める申込を行うことで、「本サービス」を1年間更新できるものとします、以後も同様とします。

3. 「検体提出期限」:「本サービス」利用月の当社最終営業日の1営業日前まで。

ただし、契約最終月の場合は、「利用期間」終了日が当社営業日の場合、1営業日前まで。その他の場合は、「利用期間」終了日の2営業日前まで。

4. 注意事項:

- ①「本サービス」の利用が、当該月4検体を下回った場合でも、当該月の「本サービス」の未利用分を、翌月以降の「本サービス」利用分に繰り越すことはできません。
例:お客様の当月分の「本サービス」の利用が、3検体分であった場合、当月未利用分の1検体を翌月の「本サービス」の利用分に充当することはできません。

<スポット解析>

1. サービス内容:

1「検体」の解析について「本サービス」を利用いただけます。これを超える数の「検体」について「本サービス」を利用する場合、別途、追加で「スポット解析」をお申込みいただくか、「月額」をお申込みいただけます。

2. 「検体提出期限」:

「本サービス」申込された日から1週間以内

3. 注意事項:

「検体提出期限」を経過してもなお、お客様が「検体」の提出をされない場合、理由の如何を問わず、「利用契約」は失効するものとし、お客様は「本サービス」の提供を受けることができません。

■「個人情報」、「個人情報等」及び「マイナンバー」に関するお問い合わせ窓口

連絡先	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 セキュリティソリューション企画本部
所在	東京都港区港南2-16-6
TEL	03-6701-3475

